



# 鳥取県公報

令和4年4月22日（金）  
第9393号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	包括外部監査契約の締結（225）（行政監察・法人指導課）・・・・・・・・・・ 2 生活保護法による医療機関の指定（226）（福祉監査指導課）・・・・・・・・・・ 2 特定計量器の定期検査の実施（227）（くらしの安心推進課）・・・・・・・・・・ 2 大規模小売店舗の新設の届出（228）（企業支援課）・・・・・・・・・・ 3 大規模小売店舗に関する変更事項の届出（2件）（229・230）（Ⅱ）・・・・・・・・ 4 家畜検査手数料等の徴収事務の委託（231）（畜産課）・・・・・・・・・・ 5 保安林の指定施業要件の変更予定（2件）（232・233）（森林づくり推進課）・・・・ 5 公共測量の終了（3件）（234～236）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 6 土地改良区の役員の就退任（237）（中部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・ 7 県営土地改良事業の工事の完了（2件）（238・239）（西部総合事務所農林局）・・・・ 7
◇ 公安告示	乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する合意（3件）（8～10）（交通規制課）・・・・・・・・・・ 8
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定（鳥取県立厚生病院）・・・・・・・・・・ 12 落札者の決定（政策法務課）・・・・・・・・・・ 12 落札者の決定（鳥取県立厚生病院）・・・・・・・・・・ 12
◇ 正 誤	令和4年3月25日付鳥取県条例第5号中訂正・・・・・・・・・・ 13

# 告 示

## 鳥取県告示第225号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、同法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結したので、同法第252条の36第6項の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 契約の相手方 住所 倉吉市大原637-3  
氏名 牧野 芳光
- 2 契約期間の始期 令和4年4月1日
- 3 費用の額の算定方法 932万円を上限として、執務費用及び実費の額を合算して算定する。
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、契約の相手方から請求があったときは、必要に応じ、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払を行う。

## 鳥取県告示第226号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ひぐち歯科クリニック	倉吉市明治町二丁目43	令和4年3月28日

## 鳥取県告示第227号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
米子市	令和4年5月31日（火）	午前11時から午後4時まで	米子市淀江町淀江796 米子市淀江公民館
〃	令和4年6月3日（金）	〃	米子市大篠津町1619-1 米子市大篠津公民館
〃	令和4年6月7日（火）	〃	米子市榎原1356-1 米子市尚徳公民館
〃	令和4年6月10日（金）	〃	米子市蚊屋291-1 米子市巖公民館
〃	令和4年6月14日（火）	〃	米子市和田町1829-1 米子市和田公民館
〃	令和4年6月17日（金）	〃	米子市彦名町2850-2 米子市彦名公民館

〃	令和4年6月21日（火）	〃	米子市富益町788 米子市富益公民館
---	--------------	---	-----------------------

**鳥取県告示第228号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和4年4月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ドラッグコスモス吉方店 鳥取市吉方139-2ほか
- 2 大規模小売店舗を新設する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和4年12月6日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,308平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
ア 位置 9の書類に記載のとおり  
イ 収容台数 45台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
ア 位置 9の書類に記載のとおり  
イ 収容台数 10台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
ア 位置 9の書類に記載のとおり  
イ 面積 50平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
ア 位置 9の書類に記載のとおり  
イ 容量 11.34立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
ア 出入口の数 2か所  
イ 位置 9の書類に記載のとおり
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
24時間
- 8 届出年月日  
令和4年4月5日
- 9 縦覧に供する書類  
届出書及びその添付書類

## 10 縦覧に供する期間

令和4年4月22日から4月間

## 11 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課

## 12 意見書の提出

大規模小売店舗の新設に関し意見を有する者は、10の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

---

**鳥取県告示第229号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和4年4月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール日吉津 西伯郡日吉津村大字日吉津1157

## 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 大山 一也 東京都千代田区丸の内一丁目4-1  
株式会社ひえづ物産 代表取締役 中田 達彦 西伯郡日吉津村大字日吉津1026-1

## 3 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名

変更前 三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 橋本 勝

変更後 三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 大山 一也

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

6の書類に記載のとおり

## 4 変更年月日

平成29年3月31日ほか

## 5 届出年月日

令和4年4月4日

## 6 縦覧に供する書類

届出書及びその添付書類

## 7 縦覧に供する期間

令和4年4月22日から4月間

## 8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び日吉津村建設産業課

## 9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

---

**鳥取県告示第230号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和4年4月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

米子駅前ショッピングセンター 米子市末広町311

- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
米子市 米子市長 伊木 隆司 米子市加茂町一丁目1
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
6の書類に記載のとおり
- 4 変更年月日  
令和元年6月20日ほか
- 5 届出年月日  
令和4年4月1日
- 6 縦覧に供する書類  
届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間  
令和4年4月22日から4月間
- 8 縦覧に供する場所  
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び米子市経済部商工課
- 9 意見書の提出  
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

---

**鳥取県告示第231号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、家畜保健衛生所の業務に係る手数料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手  
大山乳業農業協同組合、鳥取いなば農業協同組合
- 2 委託した手数料  
次に掲げる家畜保健衛生所の業務に係る手数料のうち、1に掲げる農業協同組合の組合員から徴収するもの  
(1) 令和4年鳥取県告示第88号（ヨーネ病検査等の実施について）で命じた検査のうち、ヨーネ病及び牛ウイルス性下痢の検査に係る手数料  
(2) 大山乳業農業協同組合にあっては、鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例（昭和47年鳥取県条例第9号）第3条各号に掲げる業務に係る手数料
- 3 委託期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

---

**鳥取県告示第232号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和4年4月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
鳥取市百谷字小礮羅364の1、365から369まで、字小滝370、字大滝371、字左り小礮羅372から375まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 変更後の指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

#### 鳥取県告示第233号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和4年4月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
鳥取市西今在家字神谷口332、333、字神谷中334から338まで、340、341、342の1から342の24まで、343の1、343の2、344の1、344の3から344の8まで、345の1から345の3、字神谷奥346の1から346の7まで
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

#### 鳥取県告示第234号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年4月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業地域 鳥取市の一部及び岩美郡岩美町
- 3 終了年月日 令和4年3月10日

---

#### 鳥取県告示第235号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年4月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）

- 2 作業地域 鳥取市の一部
- 3 終了年月日 令和4年3月10日

---

**鳥取県告示第236号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年4月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業地域 斐伊川下流域（米子市及び境港市）
- 3 終了年月日 令和3年12月24日

---

**鳥取県告示第237号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり若土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和4年4月22日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

退任した役員の氏名及び住所

理事	米 田 耕 作	倉吉市鴨河内945-3
〃	山 本 正 雄	倉吉市鴨河内451
〃	米 田 清 隆	倉吉市鴨河内1001
〃	米 田 健 二	倉吉市鴨河内918
〃	西 村 達 夫	倉吉市鴨河内1101-9
〃	佐 治 要	倉吉市鴨河内381-1
〃	黒 川 正 美	倉吉市鴨河内1156-1
監事	米 田 秀 哉	倉吉市伊木221-12
〃	黒 川 和	倉吉市鴨河内1228
〃	若 本 郁 夫	倉吉市鴨河内378

令和4年4月9日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	山 本 正 雄	倉吉市鴨河内451
〃	米 田 清 隆	倉吉市鴨河内1001
〃	佐 治 孝	倉吉市鴨河内381-1
〃	黒 川 正 美	倉吉市鴨河内1156-1
〃	山 本 治 秀	倉吉市鴨河内1127
〃	若 本 郁 夫	倉吉市鴨河内378
〃	米 田 耕 作	倉吉市鴨河内945-3
監事	米 田 秀 哉	倉吉市伊木221-12
〃	黒 川 和	倉吉市鴨河内1228
〃	向 井 昌 博	倉吉市鴨河内1053

令和4年4月10日就任 任期4年

---

**鳥取県告示第238号**

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和4年4月22日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営農業競争力強化農地整備事業 福成地区 暗きょ排水	令和元年6月4日

**鳥取県告示第239号**

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和4年4月22日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営農業競争力強化農地整備事業 阿毘緑地区 区画整理	令和3年12月8日

**公安委員会告示**

**鳥取県公安委員会告示第8号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、鳥取市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり公示する。

令和4年4月22日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

- 1 合意した者
  - (1) 日ノ丸自動車株式会社
  - (2) 鳥取県公安委員会
  - (3) 鳥取市長
  - (4) 中国運輸局長
- 2 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称別表のとおり
- 3 2に掲げる停留所に停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲  
いきいき社まちづくり協議会が道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送の用に供するもの
- 4 道路又は交通の状況により支障がないようにするため必要と認める事項  
2に掲げる停留所における3に掲げる一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車は、3に掲げる一般旅客自動車運送事業用自動車等に係る運行時間内に限るものとする。
- 5 合意をした期日  
令和4年2月24日

別表

通番	停留所名称	所在地
1	江波	鳥取市用瀬町江波 650-1 先
2	江波口	鳥取市用瀬町江波 839 先
3	小畑	鳥取市用瀬町屋住 456-2 先
4	夏明	鳥取市用瀬町屋住 274 先
5	屋住	鳥取市用瀬町屋住 110 先
6	山口（北側）	鳥取市用瀬町安蔵 169 先

7	山口（南側）	鳥取市用瀬町安蔵 140 先
8	松原	鳥取市用瀬町安蔵 383－1 先
9	岡入口	鳥取市用瀬町安蔵 917－2 先
10	塚原	鳥取市用瀬町安蔵 934－3 先
11	社（県道）（北側）	鳥取市用瀬町安蔵 1026－1 先
12	社（県道）（南側）	鳥取市用瀬町安蔵 1013－8 先
13	社地区公民館前	鳥取市用瀬町宮原 88－1 先
14	社（国道）（北側）	鳥取市用瀬町安蔵 1028－1 先
15	社（国道）（南側）	鳥取市用瀬町安蔵 1013－8 先
16	鳥取ダイヘン前（西側）	鳥取市用瀬町安蔵 1041 先
17	鳥取ダイヘン前（東側）	鳥取市用瀬町安蔵 1041 先
18	金屋（西側）	鳥取市用瀬町古用瀬 38－3 先
19	金屋（東側）	鳥取市用瀬町古用瀬 38－3 先
20	原（西側）	鳥取市用瀬町古用瀬 79－3 先
21	原（東側）	鳥取市用瀬町古用瀬 79－3 先
22	古用瀬	鳥取市用瀬町古用瀬 474－11 先
23	用瀬小運動公園前（西側）	鳥取市用瀬町用瀬 75－1 先
24	用瀬小運動公園前（東側）	鳥取市用瀬町用瀬 75－1 先
25	用瀬（北側）	鳥取市用瀬町用瀬 477－8 先
26	用瀬（南側）	鳥取市用瀬町用瀬 471－8 先
27	中学校前（西側）	鳥取市用瀬町別府 65 先
28	中学校前（東側）	鳥取市用瀬町別府 65 先
29	別府（西側）	鳥取市用瀬町別府 164 先
30	別府（東側）	鳥取市用瀬町別府 153 先
31	用瀬駅前	鳥取市用瀬町用瀬 500 先
32	鷹狩（北側）	鳥取市用瀬町鷹狩 729－1 先
33	鷹狩（南側）	鳥取市用瀬町鷹狩 784－1 先
34	公民館前	鳥取市用瀬町鷹狩 3－2 先

### 鳥取県公安委員会告示第9号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、鳥取市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり公示する。

令和4年4月22日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

#### 1 合意した者

- (1) 日ノ丸自動車株式会社
- (2) 鳥取県公安委員会
- (3) 鳥取市長
- (4) 中国運輸局長

#### 2 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称 別表のとおり

#### 3 2に掲げる停留所に停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲

特定非営利活動法人さじ未来が道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送の用に供するもの

## 4 道路又は交通の状況により支障がないようにするため必要と認める事項

2に掲げる停留所における3に掲げる一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車は、3に掲げる一般旅客自動車運送事業用自動車等に係る運行時間内に限るものとする。

## 5 合意をした期日

令和4年2月24日

## 別表

通番	停留所名称	所在地
1	栃原	鳥取市佐治町栃原 132 先
2	山王滝入口	鳥取市佐治町中 115-8 先
3	ダム	鳥取市佐治町尾際 1211-3 先
4	弥留気地蔵入口	鳥取市佐治町尾際 553 先
5	尾際	鳥取市佐治町尾際 293-2 先
6	余戸	鳥取市佐治町余戸 171 先
7	細尾	鳥取市佐治町加茂 2639-4 先
8	春谷橋	鳥取市佐治町加茂 1999 先
9	加茂	鳥取市佐治町加茂 1283 先
10	大水	鳥取市佐治町加茂 734 先
11	福園橋	鳥取市佐治町加茂 453-1 先
12	佐治町総合支所前（北側）	鳥取市佐治町加瀬木 2542-1 先
13	佐治町総合支所前（南側）	鳥取市佐治町加瀬木 2542-1 先
14	保健センター前	鳥取市佐治町加瀬木 2171-2 先
15	高山口	鳥取市佐治町加瀬木 1298 先
16	加瀬木	鳥取市佐治町加瀬木 1238 先
17	刈尻	鳥取市佐治町加瀬木 1212-1 先
18	加瀬木橋	鳥取市佐治町加瀬木 352 先
19	森坪	鳥取市佐治町森坪 20 先
20	上大井	鳥取市佐治町古市 199 先
21	古市（北側）	鳥取市佐治町古市 165-1 先
22	古市（南側）	鳥取市佐治町古市 171-1 先
23	津無口（西側）	鳥取市佐治町古市 67-10 先
24	津無口（東側）	鳥取市佐治町古市 65-1 先
25	佐治選果場前	鳥取市佐治町葛谷 31-1 先
26	上葛谷	鳥取市佐治町葛谷 211-2 先
27	刈地橋（北側）	鳥取市佐治町葛谷 175 先
28	刈地橋（南側）	鳥取市佐治町葛谷 175 先
29	葛谷	鳥取市佐治町葛谷 30-4 先
30	小原	鳥取市佐治町葛谷 14-26 先
31	別府上（北側）	鳥取市用瀬町別府 430-4 先
32	別府上（南側）	鳥取市用瀬町別府 430-4 先
33	別府（西側）	鳥取市用瀬町別府 164 先
34	別府（東側）	鳥取市用瀬町別府 153 先
35	中学校前（西側）	鳥取市用瀬町別府 65 先
36	中学校前（東側）	鳥取市用瀬町別府 65 先
37	用瀬（北側）	鳥取市用瀬町用瀬 477-8 先

38	用瀬（南側）	鳥取市用瀬町用瀬 471－8 先
39	用瀬駅前	鳥取市用瀬町用瀬 500 先

鳥取県公安委員会告示第10号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、鳥取市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり公示する。

令和4年4月22日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

1 合意した者

- (1) 日ノ丸自動車株式会社
- (2) 鳥取県公安委員会
- (3) 鳥取市長
- (4) 中国運輸局長

2 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称別表のとおり

3 2に掲げる停留所に停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲

ふるさと散岐地域づくり協議会が道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送の用に供するもの

4 道路又は交通の状況により支障がないようにするため必要と認める事項

2に掲げる停留所における3に掲げる一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車は、3に掲げる一般旅客自動車運送事業用自動車等に係る運行時間内に限るものとする。

5 合意をした期日

令和4年2月24日

別表

通番	停留所名称	所在地
1	小倉	鳥取市河原町小倉 282 先
2	今西	鳥取市河原町小倉 32 先
3	小倉口	鳥取市河原町水根 417－15 先
4	尾上	鳥取市河原町水根 441 先
5	山上	鳥取市河原町山上 92－4 先
6	水根	鳥取市河原町水根 277－1 先
7	公民館前	鳥取市河原町水根 224－7 先
8	水根作業所前	鳥取市河原町水根 69 先
9	棚田（北側）	鳥取市河原町水根 1198 先
10	棚田（南側）	鳥取市河原町水根 1198 先
11	佐貫	鳥取市河原町佐貫 755－6 先
12	中佐貫	鳥取市河原町佐貫 860－1 先
13	下佐貫	鳥取市河原町佐貫 1104－24 先
14	河原中学校前（北側）	鳥取市河原町曳田 20－1 先
15	河原中学校前（南側）	鳥取市河原町曳田 20－1 先
16	河原町総合支所前（北側）	鳥取市河原町渡一木 232－6 先
17	河原町総合支所前（南側）	鳥取市河原町渡一木 350－21 先
18	河原（北側）	鳥取市河原町河原 48－9 先
19	河原（南側）	鳥取市河原町河原 50 先

20	河原口（西側）	鳥取市河原町河原 72-15 先
21	河原口（東側）	鳥取市河原町河原 72-2 先

## 調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年4月22日

鳥取県立厚生病院長 皆 川 幸 久

- |                    |  |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量         | 厚生病院清掃等業務 一式   |
| 2 契約方式             | 随意契約   |
| 3 随意契約の相手方を決定した日   | 令和4年2月18日  |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地   | 株式会社エパークリーン<br>倉吉市福庭町一丁目288                                  |
| 5 契約金額             | 239,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）                               |
| 6 随意契約による理由        | 再度の入札に付したが落札者がなかったため。（地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第8号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立厚生病院事務局総務課<br>倉吉市東昭和町150                                 |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年4月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |                    |                               |
|--------------------|-------------------------------|
| 1 調達件名及び数量         | 高速カラー印刷機及びくろみ製本機 各1台          |
| 2 契約方式             | 一般競争入札                        |
| 3 落札日              | 令和4年3月29日                     |
| 4 落札者の名称及び所在地      | 株式会社モリックスジャパン<br>鳥取市商栄町203-6  |
| 5 落札金額             | 10,651,080円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日            | 令和4年2月8日                      |
| 7 落札方式             | 最低価格落札方式                      |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部政策法務課<br>鳥取市東町一丁目220    |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年4月22日

鳥取県立厚生病院長 皆 川 幸 久

- |               |                                   |
|---------------|-----------------------------------|
| 1 調達件名及び数量    | 鳥取県立厚生病院で使用する灯油の供給 予定数量 531キロリットル |
| 2 契約方式        | 一般競争入札                            |
| 3 落札日         | 令和4年3月25日                         |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 打吹商事株式会社<br>倉吉市海田西町一丁目158         |

5 落札金額	1キロリットル当たり 93,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入札公告日	令和4年2月1日
7 落札方式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県立厚生病院事務局総務課 倉吉市東昭和町150

---

## 正 誤

令和4年3月25日付鳥取県公報号外第16号の鳥取県条例第5号（鳥取県税条例等の一部を改正する条例）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 30

行 下から13

誤 令和4年法律第 号

正 令和4年法律第4号

頁 31

行 下から3

誤 令和4年法律第 号

正 令和4年法律第1号